

アジア・太平洋研究センター主催, 科研 20K12357・21K12395 共催セミナー

日 時：2023 年 10 月 22 日 (日)

場 所：南山大学 J 棟 5 階 J54 教室

テーマ：インドネシア—ベトナム比較討論セミナー「比較のなかの移住労働——インドネシア人とベトナム人の経験から」

報告者：巢内 尚子 (東京学芸大学教育学部非常勤講師)

演 題：妊娠をめぐる困難とサバルタン・エイジェンシー：ベトナム人女性移住労働者の事例から¹

パネリスト：合地 幸子 (東洋大学アジア文化研究所客員研究員)

平野 恵子 (横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授)

小池 誠 (桃山学院大学国際教養学部教授)

間瀬 朋子 (南山大学外国語学部准教授)

長津 一史 (東洋大学社会学部教授)

中谷 潤子 (大阪産業大学国際学部教授)

山口 裕子 (北九州市立大学文学部教授)



『奴隷労働——ベトナム人技能実習生の実態』(花伝社, 2019 年)を執筆した巢内尚子氏は国際社会学やジェンダー分析の視点から移住労働の実態を明らかにする研究者であり, 移住労働者の支援活動にも参加している。以下は, 同氏によりまとめられた講演の要旨である。

¹ 本報告は, 巢内尚子, 2023, ベトナム—日本間の移住の構造と移住女性の性と生殖に関する健康と権利, 社会学評論 74(3), 397-414. と発刊予定のふえみ・ゼミ&カフェ編著『リプロダクティブ・ジャスティス—引き裂かれる性と生殖』(仮)への同一タイトルの寄稿原稿をもとに行った。このため同論文と同書は寄稿原稿と内容が重複する。

講演「妊娠をめぐる困難とサバルタン・エイジェンシー：ベトナム人女性移住労働者の事例から」の要旨

性と生殖に関する健康と権利 (Sexual and Reproductive Health and Rights : SRHR) は妊娠, 中絶, 避妊, 出産, ジェンダーに基づく暴力, 性教育など幅広い領域を対象にする (国連人口基金 = UNFPA 2019 : 8), 人間の基本的な権利である。一方, コロナ以降, 技能実習や特定技能の在留資格を持つ在日ベトナム人女性たちから「妊娠したので帰国したいが, 移動制限により帰国できない」との SOS が支援者のもとに寄せられた。技能実習生 (以下, 実習生) は正規の在留資格を持ち, 住民登録をし, 健康保険に加入しており, 妊婦健診受診券と母子手帳を受け取ることができる上, 健康保険により出産育児一時金の対象になる。また妊娠理由の不利益取り扱いが法的に禁止されている。にもかかわらず, なぜ妊娠したベトナム人実習生の中に日本での出産ではなく帰国を希望する人がいるのか。本報告は技能実習と特定技能の在留資格を持つ在日ベトナム人女性の妊娠・出産を理由とする中途帰国の背景を明らかにするとともに, 中途帰国を女性たちが自身と子の安全を確保するため紡ぎ出した現実的選択と位置付ける。

ベトナム人女性と SRHR

ベトナム政府の人口抑制政策と避妊法, 中絶法の浸透に伴い, ベトナムの合計特殊出生率 (total fertility rate, 1人の女性が生涯に産む子どもの数) は1960年の6.3から2019年には約2に低下した (世界銀行 2023 : Nhân Dân 2020)。ただしベトナムの女性のライフコースにおいて結婚, 出産, 育児は依然として重視され, 女性は出産して子どもを育てることが求められる。またベトナムの近代的避妊法の普及率は日本より高い。ベトナム人女性は SRHR に関連する知見を蓄積してきた。ベトナム人女性が日本で妊娠・出産の困難を経験しているということは, 彼女たちが出身地で蓄積した知見が生かされていないということであり, なぜそのような状況が生じるのかを検討する必要がある。

技能実習制度 / 特定技能制度と妊娠理由の帰国

日本の外国人技能実習制度の本来の目的は「国際貢献」「発展途上国への技能移転」である。しかし, この制度は実質的に人手不足が深刻な産業部門に日本と経済格差のあるアジア諸国から労働者を受け入れる仕組みとして存在してきた。さらに実習生への人権侵害や労働問題は後を絶たない。そんな中, 実習生の女性が SRHR 関連の課

題を抱える事例も生じている。

日本政府は妊娠を理由とする実習生への不利益取り扱いを防ぐため注意喚起を複数回出してきた。しかし、あくまでも妊娠期間の保護が中心で、依然として実習生は家族帯同が法的に認められず、日本で出産しても子どもには安定した在留資格は付与されない。SRHRの部分的保護がなされているに過ぎないのである。同時に移住産業と労働市場も国家同様、実習生の妊娠・出産を阻害してきた。監理団体等から妊娠に関連して、「不適切な発言（妊娠したら仕事をやめてもらう等の発言）」をされた実習生は26.5%を占める（出入国在留管理庁2022：5-6）など、実習生を保護・支援すべき監理団体等がむしろ実習生のSRHRのはく奪にかかわる事例がある。

特定技能制度でも特定技能1号の労働者は家族帯同ができず、SRHRは一部しか保護されない上、妊娠を理由に特定技能の在留資格を持つ移住女性が解雇されるなどの事例が発生している。

一方、とくに実習生は来日に際し、送り出し地で多額の渡航前費用を支払い、来日後に就労しつつ渡航前費用の債務返済をし、返済終了後も家族に送金を続けることが一般的である。契約途中での帰国はこの計画の中断を意味し、実習生に経済的不利益をもたらす。それでもなお妊娠した実習生が帰国を選ぶのは制度的に家族帯同が認められず、移住産業や労働市場が妊娠を理由に帰国を迫ることがあるためである。それゆえ中途帰国は技能実習や特定技能のベトナム人移住女性にとって、自身と子の安全を守るため選び取る、あるいは、選ばざるを得ない現実的な選択肢となる。

さらに帰国という選択肢は日本に対する移住女性からの「見切り」という意味もある。前述した通り中途帰国による経済的不利益は生じるものの、流産、早産、切迫流産、切迫早産、妊娠高血圧症候群などさまざまリスクを持つ妊娠期間に安全が確保されない日本で過ごすことはリスクが大きい。だからこそ移住女性は国家の制度・政策と移住産業／労働市場が影響を及ぼす諸条件を検討し——つまり自身の進路を切り開こうとするサバルタン・エイジェンシーを発揮し——日本に見切りをつけ、出身地への帰還を選ぶのである。

まとめ

ベトナム出身の移住女性はグローバルサウス出身であり、女性であり、特定の在留資格を持つゆえ、在留資格上の制限に加え、移住産業、雇用主との間の非対称的な権力関係により、SRHRが構造的に剝奪されてしまう。彼女たちはSRHRに関連し、インターセクショナルな困難に直面し、それゆえに妊娠・出産理由の中途帰国という現象が生じるのである。

(文責：巢内 尚子)

比較討論

巢内氏の講演を踏まえて、科学研究費助成事業の枠組でインドネシアからの移住労働を調査・研究する2つのチームのメンバーが比較討論を実施した。各チームの構成や関心は以下の通りである。

基盤研究 (C) : 「みえる」移民, 「みえない」移民——漁船, 水産加工, 魚食とインドネシア人 / 補助事業期間 2020-2023 年度 (2024 年度まで延長決定) / 研究課題番号 : 20K12357

間瀬朋子 (研究代表者 南山大学外国語学部・准教授)

合地幸子 (研究分担者 東洋大学アジア文化研究所・客員研究員)

小池 誠 (研究分担者 桃山学院大学国際教養学部・教授)

長津一史 (研究分担者 東洋大学社会学部・教授)

本科研チームがとくに注目しているのは、インドネシアが日本、中国、台湾、韓国、ヨーロッパ等に送り出す漁船員及び水産加工労働者である。「移住労働者目線の」人類学的な手法に基づく地域研究の立場から、インドネシア以外の国籍の漁船ではたらくインドネシア人、技能実習及び特定技能の在留資格で日本籍漁船や日本の水産加工現場で就労するインドネシア人にアプローチし、就労以前から帰還後の再統合までのかれらの実態を明らかにすることをめざしている。また、就労地 (船籍) や就労地コミュニティでの共生の様態にみる相違が帰還後の再就職、出身コミュニティでの再統合や移住労働の再生産に影響することを立証しようとしている。

今回の比較討論を通じて、故地を離れて移住労働に出発する際に必要な (返済義務のある) 支度金の額、日本の技能実習制度への見方、移住労働の再生産などの側面でのベトナムとインドネシアの相違を理解した。

(文責 : 間瀬 朋子)

基盤研究 (C) : インドネシア人帰還移民の再統合における労働経験の意味——移住先での労働者層別分析 / 補助事業期間 2021-2023 年度 (2024 年度まで延長決定) / 研究課題番号 : 21K12395

中谷潤子 (研究代表者 大阪産業大学国際学部・教授)

平野恵子 (研究分担者 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院・准教授)

山口裕子 (研究分担者 北九州市立大学文学部・教授)

北村由美 (研究分担者 京都大学附属図書館・准教授) [当セミナーには不参加]

本研究は、異なる労働者層における移動の実相の比較と再統合の在り方をインドネ

シアにおける帰還移民を対象に明らかにするものである。具体的には、家事労働に代表される非熟練労働、日本での技能実習、看護・介護等のケア労働に従事する移住労働者の帰還後の新たなライフステージ構築について、現地調査を基に考察する予定であったが、コロナ禍において海外調査が制限されたこともあり、日本に技能実習生として来日した人を中心として調査を進めた。そこでそもそも本科研でテーマとしていた「再統合」を再考する必要性を実感した。帰還して築く新しいライフステージも多様であれば、そのまま日本で次のライフステージに進む人もいる。特定技能の導入、さらに育成就労制度によって、今後はますます定住化が進むかもしれない。そこでセミナーでは、「出稼ぎ労働で金を稼ぎ帰国後起業する」という言説によらない多様な再統合のあり方とその意味について事例を基に検討した。

(文責：中谷 潤子)